

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）

改正案	現行
<p>（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）</p> <p>第百八条の二 銀行法第十三条の三の二第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金庫が行うことができる業務（法以外の法律の規定に基づき行う業務を除く。次条において「労働金庫関連業務」という。）とする。</p> <p>（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）</p> <p>第百八条の三 金庫は、当該金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等（銀行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う労働金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備</p> <p>二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備</p> <p>イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離す</p>	<p>（新設）</p>

る方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う取引に伴い、当該金庫、当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者又は当該金庫の子金融機関等が行う労働金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。